

建設業従事アスベスト被害者の早期救済を図ることを求める意見書

アスベストによる健康被害は、建造物にアスベストを使用したことにより、多くの建設業従事者、国民に健康被害をもたらし、現在でも、建物の改修、解体に伴うアスベストの飛散が起こり、被害が広がる公害となっています。

さらに、東日本大震災で発生した大量のがれき処理についても、被害拡大が懸念されます。

欧米諸国においては、製造業従事者に多くの被害者が出ているのに対し、日本では、建設業従事者が被害者の大半を占めていることが特徴です。それはアスベストのほとんどが建設資材として建設現場で使用されることと、国が建築基準法に対応するため、不燃化、耐火工法として、アスベストの使用を進めてきたことに大きな原因があります。

また、労働補償の面からは、建設業では、重層下請構造の下、労働者が複数の現場で従事することで、雇用関係が証明されないこともあり、労働災害の認定にも困難を来し、企業独自の上乗せ補償を受けられない場合もあります。

さらに、被害者及び遺族の多くが高齢化し、病状が進行していることから、速やかな救済が求められます。

よって、那珂川町議会はアスベスト被害を早期に根絶するために次の事項を実行されるよう強く求めます。

- 1.建設業従事アスベスト被害者と遺族の救済措置を早急に講じること。
- 2.アスベストの被害の拡大を根絶する対策を早急に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月19日

福岡県那珂川町議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
国土交通大臣 様
厚生労働大臣 様
環境大臣 様